

平成28年第10回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年10月28日(金) 午前10時30分
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開 会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

- ・ 議案第56号 南島原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 次回教育委員会定例会の開催について
- (3) その他

第7 閉 会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成28年9月の諸会議並びに諸行事

27日(火) 9:00 部局長会議(西有家庁舎)

10:00 定例教育委員会(南有馬庁舎)

13:30 学校訪問(口之津中学校)

28日(水) 9:00 第8回まち・ひと・しごと創生本部会議(西有家庁舎)

15:00 第2回社会教育委員兼公民館運営審議会委員会会議(南有馬庁舎)

29日(木) 9:00 平成28年度第1回学校施設跡地利活用検討委員会(西有家庁舎)

13:30 学校訪問(加津佐中学校)

18:00 ねんりんピックペタンク交流大会第1回実施本部会議(有家庁舎)

30日(金) 13:30 地区別市町教育長、校長合同研修会(大村市)

○平成28年10月の諸会議並びに諸行事

1日(土) 10:00 北有馬幼稚園運動会(北有馬幼稚園)

2日(日) 8:00 深江町民体育祭(深江中学校)

9:00 小学校運動会(有馬小、西有家小)

9:00 加津佐町民体育祭(加津佐グラウンド)

3日(月) 10:00 叙勲伝達(南有馬庁舎)

6日(木) 10:00 議会閉会(有家庁舎)

14:30 議会全員協議会(有家庁舎)

7日(金) 9:30 中総体駅伝競走大会(諫早市)

15:30 教育寄附金受領(南有馬庁舎)

14日(金) 8:30 学校行事参加(野田小)

15日(土) 17:00 ねんりんピックペタンク交流大会開始式(コレジヨホール)

17日(月) 13:30 ねんりんピックペタンク交流試合・閉会式(表彰式)(有家総合運動公園)

- 19日(水) 11:00 九州都市教育長協議会定期総会・研究大会(～21日)(久留米市)
16:00 第44回マーチングバンド全国大会九州予選・第21回マーチング
イン九州2016激励会(南有馬庁舎)
- 22日(土) 9:00 第30回記念島原半島少年ソフトボール大会開会行事(カムス)
10:00 国見高校創立50周年式典(国見高校)
- 23日(日) 10:00 市表彰式(コレジヨホール)
- 24日(月) 9:30 校長中間面談(南有馬庁舎)
- 25日(火) 16:20 南三陸町教育長表敬訪問(南有馬庁舎)・懇親会(真砂)
- 26日(水) 9:30 校長中間面談(南有馬庁舎)
16:30 島原地区退職・現職校長会教育懇談会(島原市)
- 27日(木) 9:30 校長中間面談(南有馬庁舎)
16:00 空手道全国大会出場報告会(西有家庁舎)

議案第56号

南島原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について

提案理由

社会教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

平成28年10月28日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市社会教育委員条例の一部を改正する条例

南島原市社会教育委員条例（平成18年南島原市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、教育長を経て」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第5条第1項の規定は適用せず、改正前の第5条第1項の規定は、なおその効力を有する。

南島原市社会教育委員条例の一部を改正する条例 新旧対照表
 南島原市社会教育委員条例（平成18年南島原市条例第74号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(職務)</p> <p>第5条 委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため次の職務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>附 則（平成28年X月X日条例第X号）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第5条第1項の規定は適用せず、改正前の第5条第1項の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 委員は、社会教育に関し、<u>教育長を経て</u>教育委員会に助言するため次の職務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>